

岩見沢プレミアム建設券事業実施要領

1. 名 称：岩見沢プレミアム建設券
2. 実 施 主 体：岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会
：岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会、岩見沢建設協会
3. 後 援：岩見沢市、岩見沢金融協会、一般社団法人北海道建築士事務所協会空知支部
4. 登 録 事 業 者：改修工事等を請け負う事業者は、市内に本社を持つ法人及び市内で1年以上営業する個人事業者で、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認（注）を得た事業者。

注：別に登録事業者審査規程を設ける。
5. 登 録 料：無料
6. 換金手数料：額面の1.0%
7. プレミアム率：15%
8. 発 行 総 額：621,000,000 円（内 81,000,000 円プレミアム額）
（予定額）
9. 券 1 口 の 価 格：50,000 円
10. 券 1 口 の 額 面：57,500 円
11. 購 入 限 度 額：1 世帯 20 口まで（100 万円）

（1 棟多世帯についても 20 口まで）
12. 購 入 者 条 件：岩見沢市民限定（事業者及び岩見沢市民以外の方は購入不可）
13. 対 象 工 事：岩見沢市民が所有し、自身が居住する市内の住宅（マンションは専有部分）並びに店舗併用住宅で工事に着手していない、且つ有効期間までに終了する下記工事で、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認を受けた登録事業者で行う工事であること。

（1）住宅の新築、増築、改築、修繕、解体及び住宅に付帯する外構工事。

※平成 27、28 年度に岩見沢プレミアム建設券を利用した方も利用できます。

※国や北海道および市などから、他の助成を受けた工事費用は除きます。但し、「岩見沢市民間住宅耐震改修等助成事業」との併用は可能です。

14. 対象外工事：自社発注する工事（社長等の自宅を自社で工事）

自身が所有していない住宅の工事（借家等）

住宅に付随しない工事（道路、墓地等）

什器・備品等のみの購入（設置工事を伴わないもの）

除雪作業に関する費用の支払い（除雪・排雪・雪下ろし等）

太陽光発電設備の設置工事

岩見沢市住宅購入支援助成金を受けた者の工事

事業の用に供する資産（店舗・事務所・貸家・貸店舗等）の工事

その他実行委員長が適当でないと判断したもの

15. 申込方法：購入希望者は登録事業者に依頼し工事等の見積書を取得し、岩見沢商工会議所に

購入申込書（様式第2号）と身分証明書を一緒に提出する。岩見沢商工会議所は確認後、確認通知書を購入希望者に発行する。（確認には所定の日数を設ける。）

購入希望者は確認通知書が届きしだい工事等の発注を行う。購入希望者は購入額を実行委員会指定の口座（空知信用金庫本店、北洋銀行岩見沢中央支店、北海道銀行岩見沢支店、北門信用金庫岩見沢支店、空知商工信用組合岩見沢支店、北海道労働金庫岩見沢支店）に振り込み（振込手数料は購入希望者負担）、購入引換書（様式第8号）と銀行が発行する振込金受取書等を持参のうえ岩見沢商工会議所で建設券を購入し、登録事業者へ工事代金の支払いに使用する。

※建設券の引換（販売）は6月1日からとなります。

※インターネットバンキング等からの振り込みは、金融機関が発行する振込金受取書等が発行されないため原則できません。

※購入希望者に代わり登録事業者が提出することは差し支えない。但し、委任状を添付すること。

16. 申込期間：平成29年4月3日（月）～

※先着順に受付し発行口数に達した時点で終了とする。発行口数に達する前であっても、実行委員会が認めた場合は早期終了することがある。

17. 販売（有効）期間：平成29年6月1日（木）～平成29年11月30日（木）

18. 周知方法：新聞（北海道、読売、朝日、毎日、日経）にチラシ折込を行う。又、街頭放送、市内各所にチラシを配置、専用ホームページを開設。

19. 制約事項：①事業者間の決済行為には使用不可。

②つり銭は出さない。

③建設券の盗難・紛失、又は破損に対して発行者はその責任を負わない。

④期限を過ぎての利用は出来ない。

⑤見積金額（税込）を超える購入はできない。

20. 建設券の受取：登録事業者は施工後に建設券を受取り、その建設券に速やかに登録事業者名を明記する（ゴム印等で可）。

21. 換金方法：①建設券に指定の引換確認書（様式第3号）及び施工完了報告書※（様式第4号）並びに「岩見沢プレミアム建設券」利用実態に関するアンケート（様式第5号）を添えて岩見沢商工会議所に持参。（※施工完了報告書には着工前と着工後の写真が必要になります。）

②岩見沢商工会議所に持参できるのは平成29年6月1日～平成29年12月20日までの平日9:00～17:00とする。

③岩見沢商工会議所は内容を確認後、毎月1～10日までに持参されたものについては当月の20日、11日～20日までに持参されたものについては当月の30日、21日～31日までに持参されたものについては翌月の10日に登録事業者指定口座へ振込入金とする。但し、振込日が土日祝祭日の場合は翌営業日。

④口座への振込手数料は登録事業者負担とし換金額より差引く。又、換金手数料についても換金額より差引く。

⑤振込は空知信用金庫本店からとする。

2.2. その他：①建設券の偽造防止の為コピー不可の対策を施す。建設券の見本を登録事業者に配布し、真偽の判別は登録事業者の責任において行う。

②別紙施工業者の行動規範を設ける。

③虚偽があった場合には返金を求めることがある。また、登録抹消・公表などの措置を行うことがある。

④専門機関等による中間検査を行う場合がある。